### 長野県建設工事等検査要綱

平成 15 年 4 月 1 日 15 会検第 1 号 経営戦略局長、発注機関の長あて 会計局長、農政部長、林務部長、 土木部長、住宅部長、企業局長

[最終改正令和元年 12 月 19 日 元契検第 95 号]

#### (趣 旨)

第1条この要綱は、長野県財務規則(昭和39年長野県規則第8号。)第150条及び長野県建設工事事務処理規程(昭和51年3月3日50監第590号。以下「処理規程」という。)第35条から第40条に規定する工事等の検査に関し必要な事項を定め、長野県が発注する建設工事等の適正かつ効率的な施行の確保を図るものとする。

#### (定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。
  - (1)「工事」 建設工事の請負をいう。
  - (2) 「委託業務」 建設工事に係る測量・調査・設計等の委託をいう。
  - (3) 「工事等」 工事及び委託業務を指していう。
- (4) 「発注機関の長」 工事等を発注する、現地機関の長及び本庁の課長をいう。
- (5) 「検査員」 工事等の検査を行う者として、会計管理者、会計センター所長又は 発注機関の長が指定した職員をいう。
- (6) 「監督員」 工事等の監督を行わせる者として、発注機関の長が指定した職員をいう。
- (7) 「中間検査」 工事等の途中の出来形を対象にしてその完成を確認するための検査をいう。
- (8) 「しゅん工検査」 工事の完成を確認するための検査をいう。
- (9) 「完了検査」 委託業務の完了を確認するための検査をいう。
- (10)「出来形検査」 工事等の出来高を確認するための検査をいう。
- (11)「検査」 第7号から第10号の検査のことをいう。

#### (検査の内容)

- 第3条 中間検査、しゅん工検査及び完了検査は、検査対象工事等の出来形又は成果品を対象 とし、その品質、規格、性能、数量等が契約書の内容に適合しているかを確認する。併せて、 その執行状況又は管理状況の確認をする。
- 2 出来形検査は、検査対象工事等の出来高を確認する。

### (検査の実施区分)

- 第4条 検査は次の各号により実施する。
  - (1) 会計局長又は会計センター所長は、契約額800万円以上の建設工事及び契約額50 0万円以上の委託業務に対する中間検査、しゅん工検査及び完了検査を実施する。
- (2) 会計局長又は会計センター所長は、契約解除が行われた場合には、検査時における見込額で出来高800万円以上の建設工事及び出来高500万円以上の委託業務に対する出来 形検査を実施する。
- (3) 発注機関の長は、第1号及び第2号以外の建設工事及び委託業務に対する中間検査、しゅん工検査及び完了検査並びに出来形検査を実施する。
- 2 前項の区分にかかわらず、会計局長又は会計センター所長が必要と認めるとき(別表に揚げる建設工事及び委託業務のほか、あらかじめ通知等により指定したもの。)は、これによらないことができる。
- 3 発注機関の長は、会計局長又は会計センター所長の承認を得て、他の機関に検査を委託することができる。

#### (検査の実施依頼)

第5条 発注機関の長は、前条第1項第1号及び第2号に該当する工事等の検査については、「しゅん工(完了)検査依頼書(事務処理規程様式第38号)」、「中間検査依頼書(事務処理規程様式第39号)」又は「出来形検査依頼書(事務処理規程様式第39号準用)」により、会計局長又は所轄の会計センター所長に依頼する。

### (検査員の指定)

- 第6条 会計局長又は会計センター所長は、前条の依頼を受けたときは、会計局契約・検査課 又は会計センターの工事検査担当職員の中から検査員を指定する。
- 2 会計局長又は会計センター所長は、必要と認めるときは、前条で依頼された検査を会計局所 属職員以外の職員に検査員を指定することができる。
- 3 発注機関の長は、第4条第1項第3号に該当する工事等の検査については、所属職員の中から検査員を指定する。

#### (検査の方法)

- 第7条 検査には、監督員、発注機関の長若しくは発注機関の長の命を受けた者及び受注者が立 会うものとする。
- 2 中間検査及びしゅん工検査においては、検査の既往部分との重複執行を妨げない。
- 3 工事の検査は、別添1「建設工事検査技術基準」により行う。
- 4 委託業務の検査は、契約書及び設計図書の中で規定した基準により行う。
- 5 屋外で検査を実施する場合においては、発注機関の長は必要な人員及び機材を準備し、提供

しなければならない。

#### (検査結果の報告)

- 第8条 第6条の規定により指定された検査員は、次の各号に掲げる検査を行ったときは、当該 各号に定めるところにより、会計局長、会計センター所長又は発注機関の長に復命しなければ ならない。
  - (1)中間検査 検査員は、「中間検査復命書(事務処理規程様式第 26 号)」及び「中間 検査調書(事務処理規程様式第 27 号)」を作成する。
- (2) 出来形検査 検査員は、「出来形検査復命書(事務処理規程様式第 28 号)」及び「出来形検査調書(事務処理規程様式第 29 号)」を作成する。
- (3) しゅん工検査 検査員は、「しゅん工(完了)検査復命書(事務処理規程様式第30号)」 又は完了検査 及び「しゅん工(完了)検査調書(事務処理規程様式第31号)」を作成 する。
- 2 会計局長又は会計センター所長は、検査員から前項の復命があったときは、その結果を「しゅん工(完了)・中間検査実施結果通知書(事務処理規程様式第42号)」又は「出来形検査実施結果通知書(事務処理規程様式第42号準用)」により、発注機関の長に通知する。
- 3 発注機関の長は、第1項の規定による検査の結果を次の各号に掲げる区分に従い受注者に通知する。
- (1) 出来形検査 出来形検査結果通知書(事務処理規程様式第33号)
- (2)中間検査 中間検査結果通知書 (事務処理規程様式第 34 号)
- (3) しゅん工検査 しゅん工(完了)検査結果通知書(事務処理規程様式第35号) 又は完了検査
- 4 検査員は、工事等の検査の結果、当該工事等を適切と認められないときは、合否判定を保留 し、別添2「修補処理規程」に基づく検査結果検討会議(以下「検討会議」という。)に諮るとと もに、その結果を発注機関の長に通知する。

#### (工事等の修補)

- 第9条 発注機関の長は、検査員から検査対象の工事等に不適切な部分の存在を指摘されたとき は、受注者に対し必要な処置(以下「修補」という。)を指示する。
- 2 前項の指示により、その後受注者から修補完了報告がされたときは再検査を行うものとし、 再検査は、原則として当該工事等の検査員が行う。
- 3 修補に係る事務処理は、別添2「修補処理規程」による。

#### (工事等の成績評定)

第10条 検査員は、工事等の中間検査又はしゅん工検査若しくは完了検査を終了したときは、

別に定める「長野県建設工事成績評定要領」又は「委託業務等成績評定試行要領」に基づき、その成績を評定しなければならない。

2 発注機関の長は、評定結果を受注者に通知しなければならない。

### 附則

### (施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

### (要綱及び要領の廃止)

- 2 次の各号に掲げる要綱及び要領は廃止する。
- (1) 土木工事検査要綱(昭和48年4月1日付48監第372号)
- (2) 長野県土地改良工事検査要綱(平成7年10月13日付7土地第386号)
- (3) 住宅部建設工事検査要領(昭和51年7月10日適用) **附則**(平成 16 年 5 月 27 日 16 検第 12 号)

### (施行期日)

1 この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

### (経過処置)

2 工事事務管理システムにより調整されている様式については、この要綱施行後においても当 分の間使用できるものとする。

附則(平成18年3月27日17検第44号)

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。 **附則** (平成 19 年 3 月 22 日 18 検第 53 号)

### (施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。附則(平成26年6月23日26契検第41号)

#### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
  - **\_\_附則**(令和元年 12 月 19 日元契検第 95 号)

### (施行期日)

1 この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

## 中間検査復命書

$\triangle \pm_{P}$	1	\ <del>/ :</del>		н
令和	(	)年	刀	

会計局長 様

(会計センター所長)

(発注機関の長)

検査員

所属

職氏名 印

中間検査の結果は下記のとおりです。

記

工事(業務)名				
工事 (業務) 箇所名				
工期(履行期間)	令和	年	月	日 から 令和 年 月 日 まで
契 約 金 額			円	契約年月日 令和 年 月 日
修補指示日	令和 年	月	日	修補完了日 令和 年 月 日
検査年月日	令和 年	月	日	
検査部分の概要				
検査結果				
受 注 者				
住 所・氏 名				
検査立会者	職氏名			印 —

(注)修補指示日及び修補完了日は、再検査合格の場合に記入。

### (様式第27号) (要綱第8条関係) (事務処理規程第37条、財務規則第152条関係)

検	印	

# 中間検査調書

令和 ( )年 月 日

検査員

所属

職氏名 印

下記のとおり検査しました。

工事(業務)名			
工事 (業務) 箇所名			
工期(履行期間)	令和 年 月	日 から 令和	年 月 日 まで
契 約 金 額	円	契約年月日	令和 年 月 日
修補指示日	令和 年 月 日	修補完了日	令和 年 月 日
検査年月日	令和 年 月 日		
検査部分の概要		,	
検査結果			
受 注 者			
住 所・氏 名			
検査立会者	職氏名	印	_

## 出来形検査復命書

令和 ( )年 月 日

発注機関の長 様

検査員

所属

職氏名 印

出来形検査の結果は下記のとおりです。

工事(業務)名				
工事 (業務) 箇所名				
工期(履行期間)	令和 年 月	日 から 令和	年 月 日 まで	
契 約 金 額	円	契約年月日	令和 年 月	日
検査請求 年月日	令和 年 月 日	検査年月日	令和 年 月	日
出来高 の 内 訳	別紙のとおり	出 来 形 率		%
受 注 者				
住 所・氏 名				
検査立会者	職氏名	印	_	

(様式第29条) (要綱第8条関係) (事務処理規程第37条関係、財務規則第152条関係)

検	印	

# 出 来 形 検 査 調 書

令和 ( )年 月 日

検査員

所属

職氏名 印

下記のとおり検査しました。

工事(業務)名							
工事 (業務) 箇所名							
工期(履行期間)	令和 年	月	日 から 令和	年 月	日	まで	
契 約 金 額		円	契約年月日	令和	年	月	Ш
検査請求 年月日	令和 年 月	日	検査年月日	令和	年	月	Ш
出来高 の 内 訳	別紙のとおり		出 来 形 率				%
受 注 者							
住 所・氏 名							
検査立会者	職氏名		印		_		

# しゅん工(完了)検査 復命書(第 回)

令和 ( )年 月 日

会計局長 (発注機関の長)

検査員

所属

職氏名 印

しゅん工(完了)検査の結果は下記のとおりです。

記

工事 (業務) 名								
工事 (業務) 箇所名								
工 期 (履行期間)	令和	年	月	日 から 令和	年月	目	まで	
契 約 金 額			円	契約年月日	令和	年	月	日
しゅん工 (完了) 年 月 日	令和 ′	年 月	日	しゅん工(完了) 届 受理年月日	令和	年	月	日
修補指示日	令和 ′	年 月	日	修補完了日	令和	年	月	日
検査年月日	令和 ′	年 月	日					
検査結果								
受 注 者								
住 所・氏 名								
検査立会者	職氏名	1		印		_		

(注)修補指示日及び修補完了日は、再検査合格の場合に記入。

(様式第31号) (要綱第8条関係) (事務処理規程第37条、財務規則第152条関係)

検	印	

## しゅん工(完了)検査調書(第 回)

令和 ( )年 月 日

検査員

所属

職氏名 印

下記のとおり検査しました。

記

工事 (業務) 名									
工事 (業務) 箇所名									
工期	会	和	年	月	日 から 令和	年月	日	まで	
(履行期間)	τī	ДП	+	Л		十 万	Н	٠, ١	
契約金額				円	契約年月日	令和	年	月	日
しゅん工 (完了)	令和	年	月	日	しゅん工(完了)	令和	年	月	田
年 月 日	1. 1.		, ,	•	届 受理年月日	13 177	•		, .
修補指示日	令和	年	月	日	修補完了日	令和	年	月	日
検査年月日	令和	年	月	日					
検 査 結 果									
受 注 者									
住 所・氏 名									
検査立会者	職氏	名			印		_		

(注) 修補指示日及び修補完了日は、再検査合格の場合に記入。

# 出来形検査 結果通知書

		第		号
令和	(	)年	月	日

受 注 者 様

発注機関の長 印

出来形検査の結果は、下記のとおりです。

工事(業務)名	
工事 (業務) 箇所名	
工期(履行期間)	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
契 約 金 額	円 契約年月日 令和 年 月 日
検査請求 年月日	令和 年 月 日 検査年月日 令和 年 月 日
出 来 形 率	% —

# 中間検査結果通知書(第回)

 第
 号

 令和
 ( ) 年
 月
 日

受 注 者 様

発注機関の長 印

中間検査の検査は、下記のとおりです。

					1
工事(業務)名					
工事 (業務) 箇所名					
工期	令和 年	月	日 から 令和	年 月 日	まで
(履行期間)	14.14	/ •			
契 約 金 額		円	契約年月日	令和 年	月 日
修補指示日	令和 年 月	日	修補完了日	令和 年	月 日
検査年月日	令和 年 月	日			
検査部分の概要					
検 査 結 果					
工作物(目的物)の 一部を引取る場合	引 取 理	由			
	引取 部分 の	内 容			
	引取年月	月	令和	年 月 日	

## しゅん工(完了)検査 結果通知書(第 回)

 第
 号

 令和
 ( ) 年
 月
 日

受 注 者 様

発注機関の長 印

しゅん工(完了)検査の結果は、下記のとおりです。

工事(業務)名									
工事 (業務) 箇所名									
工期(履行期間)	令	和	年	月	日 から 令和	年 月	日	まで	
契 約 金 額				円	契約年月日	令和	年	月	日
しゅん工 (完了)         年 月 日	令和	年	月	目	しゅん工(完了) 届 受理年月日	令和	年	月	日
修補指示日	令和	年	月	日	修補完了日	令和	年	月	日
検査年月日	令和	年	月	目	工作物(目的物)引取年月日	令和	年	月	日
検 査 結 果									

# しゅん工(完了)検査依頼書

 第
 号

 令和
 (
 )年
 月
 日

会計局長 様 (会計センター所長)

発注機関の長

下記工事(業務)について、しゅん工(完了)したので検査をしてください。

記

工事(業務)名		
工事 (業務) 箇所名		
工期(履行期間)	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	
受 注 者 住 所·氏 名		
契 約 金 額	円 契約年月日 令和 年 月	口
しゅん工 (完了) 年 月 日	令和 年 月 日     しゅん工 (完了)     令和 年 月       届 受理年月日	日

(注) 受注者からのしゅん工(完了) 届の写を添付すること。

### 中 間 検 査 依 頼 書

		Ĵ	第	号	
令和	(	)年	月	日	

会計局長 様 (会計センター所長)

発注機関の長

下記工事について、中間検査をしてください。

記

工事	事(業務)	名												
工事	(業務) 醟	所名												
エ		期	令	₹⊓	年	月	日	から	令和	年	月	日	まで	
(履	員行期	間)	13.	I H	1	71	Г	74 .5	I A H	ı	71	Н	6	
工	事概	要												
	3 174	^												
受	注	者												
住	所・氏	名												
اللہ	1)1 - 1	70												
契	約 金	額				円	契	約年	三月日	会	和	年	月	П
	// <u> </u>	F/A				1 3		. //-9	, <b>,</b> , , ,	1		'	, <b>,</b>	
	対象	L 事								•				
中	概	要												
間	必要と													
検														
1欠	具体的													
查	検査者	帝 望	令和	年	月	日								
	年 月	日		•	. •									

(注) 部分引取りの場合は、受注者からの部分引渡しのしゅん工(完了) 届の写を添付すること。

## しゅん工 (完了)・中間検査 実施結果通知書

 第
 号

 令和
 ( ) 年
 月
 日

発注機関の長 様

会計局長(会計センター所長)

工事(業務)名 工事(委託)

工事(業務)箇所名

令和 年 月 日付 第 号で検査依頼のありました上記工事(委託

業務)の検査結果は別添しゅん工(完了)・中間検査調書のとおりです。

### 不適切事項通知書

 第
 号

 令和
 ( ) 年
 月
 日

発注機関の長様

会計局長(会計センター所長)

工事(業務)名 工事(委託)

工事(業務)箇所名

の検査結果は別添不適切事項書のとおりです。

令和 年 月 日付 第 号で検査依頼のありました上記工事(委託業務)

#### (別表) (要綱第4条関係) (事務処理規程第37,39条関係)

会計局検査対象外の建設工事及び委託業務

### 建設工事

- (1) 森林整備事業(間伐、地拵、植栽等)
- (2) 農業農村整備事業等における農家・地域住民参加型の直営施工
- (3) 緊急を要する応急工事(「災害等の発生により緊急を要する工事の入札方式に関する 取扱要領」による工事)、緊急度が高く即着手すべき応急工事等(「災害等に係る緊急を 要する応急工事の事務処理」による工事)
- (4) 検満水道メーター交換工事
- (5) 支障木(樹木)伐採・剪定工事
- (6) 河床整理工事(埋塞土除去工事含む。)
- (7) 除草工事
- (8) 撤去工事(建築物及び指定仮設のある工事は除く。)
- (9) 建築物における設備機器の部品交換
- (10) 流域下水道の維持管理業務に係る修繕

### 委託業務

- (1) 森林整備事業に係る業務
- (2) 公益法人等に随意契約で委託した業務(鉄道事業者委託、事業団委託、財団法人等委託、市町村委託)
- (3) 観測、基礎・状況調査、検討等の資料整備に係る業務 (地図作成、台帳整備、申請資料作成、整備・事業計画、各種計画策定等含む。)
- (4) 建築物の耐震診断業務(耐震改修の提案等は除く。)
- (5) 現場管理・保守点検業務・工事監理業務
- (6) 除雪業務
- (7) 災害時における緊急調査業務(測量・設計及び調査)